

利用児童虐待対応マニュアル

High Five Kids English Daycare

2024 9 6

目次

	頁
1 子どもへの虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 虐待における保育施設の役割・・・・・・・・	8
3 虐待発見のポイント・・・・・・・・	9
4 虐待が疑われたら・・・・・・・・	10
5 虐待予防チェックシートの記録・・・・・・・・	12
6 関係機関との連携・・・・・・・・	14
7 関係機関連絡先一覧・・・・・・・・	15
8 参考資料・・・・・・・・	15

1 子どもへの虐待とは

(1) 子ども虐待のとらえ方

子ども虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあるものであり、子どもに対する最も重大な権利侵害である。児童虐待の防止に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）は、同法の目的として、「子ども虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、子ども虐待の防止等に関する施策を推進する」旨を明記している。子ども虐待への対応に際しては、常にこうした認識に立ち、「子どもの権利擁護」を図るよう努めることが求められる。また、もとより、子ども虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されないことは言うまでもない。

(2) 子ども虐待の定義

子ども虐待については様々な定義が試みられてきたが、児童虐待防止法においては、「児童虐待」を殴る、蹴るなどの身体的暴行や、性的暴行によるものだけでなく、心理的虐待やネグレクトも含むものであることを明確に定義している。

具体的には児童虐待防止法第2条において、「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。」と規定され、

- ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④ 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）

以上の4つの行為類型が規定されている。

上記の①から④を具体的に例示すると以下のものが該当する。

ア、身体的虐待

- ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓

損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。

- ・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・ 意図的に子どもを病気にさせる。 など

イ、性的虐待

- ・ 子どもへの性交、性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為（教唆を含む）。
- ・ 子どもに性器や性交を見せる。
- ・ 子どもをポルノグラフィの被写体などにする。 など

ウ、ネグレクト

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
例えば、
 - ①重大な病気になっても病院に連れて行かない、
 - ②乳幼児を家に残したまま外出する、なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など
例えば、
 - ①適切な食事を与えない、
 - ②下着など長期間ひどく不潔なままにする、
 - ③極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者がア、イ、又は次のエに掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

エ、心理的虐待

- ・ ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・ 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・ 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・ 子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・ 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。

- ・ 配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・ 子どものきょうだいに、ア～エの行為を行う。 など

(3) 「保護者」及び「監護する」の解釈

「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する。

「現に監護する」とは、必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよいが、少なくともその子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものでなければならない。

また、子どもが入所している児童福祉施設の長又は子どもの委託を受けた里親は、子どもを現に監護している者であり、「保護者」に該当する。このため、児童福祉施設の長による虐待は児童虐待防止法第2条に規定する「児童虐待」に該当し、同居している施設職員が行う虐待を放置した場合は、ネグレクトと評価されることとなる。

なお、施設長や職員による虐待は、児童福祉法第33条の10に規定する「被措置児童等虐待」として許されるものではなく、また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下、「設備運営基準」という。）で禁止されている「懲戒に係る権限の濫用」に該当するものである。

(4) 虐待の判断に当たっての留意点

個別事例において虐待であるかどうかの判断は、児童虐待防止法の定義に基づいて行われるのは当然であるが、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等から総合的に判断すべきである。その際留意すべきは子どもの側に立って判断すべきであるということである。

虐待を判断するに当たっては、以下のような考え方が有効であろう。

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というわけではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。」（小林美智子、1994）

保護者の意図の如何によらず、子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかどうかに着目して判断すべきである。保護者の中には、自らの暴行や体罰などの行為をしつづけてであると主張する場合があるが、これらの行為は子どもにとって効果がないばかりか悪影響をももたらすものであり、不適切な行為であることを認識すべきである。

(5) 子どもに対する虐待の禁止

児童虐待防止法第3条は、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としているが、これは、保護者による虐待のみならず、そもそも本来保護すべき子どもに対して何人も「虐待」をすることは許されないことを規定したものである。

本条でいう「虐待」とは、第2条で規定されている保護者による子ども虐待のみならず、幅広く子どもの福祉を害する行為や不作為を含むものである。何人も子どもに対する様々な虐待行為（児童福祉法第34条や児童買春・ポルノ禁止法に掲げる禁止事項や、暴行罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪、強制わいせつ罪等は当然に含まれる。）をしてはならないことが規定されているものである。

なお、保護者以外の者から虐待を受けている子どもについても、保護者によるネグレクトとして児童虐待防止法にいう児童虐待に該当し、同法に基づく通告及び保護の対象になるものである。

(6) 虐待の子どもへの影響

子ども虐待は、子どもに対するもっとも重大な権利侵害である。

前述のように、子ども虐待はいくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによる心身への影響には異なる面があるが、いずれにおいても子どもの心身に深刻な影響をもたらすものである。また、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければならない。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、虐待の態様、子どもの年齢や性格等によりさまざまであるが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴がみられる。

① 身体的影響

打撲、切傷、熱傷など外から見てわかる傷、骨折、鼓膜穿孔、頭蓋内出血などの外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られる。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもある。こうした子どもは、一時保護された後の短期間で大幅な身長の伸びや体重増加を示すことがある。

身体的虐待が重篤な場合には、死に至ったり重い障害が残る可能性がある。

② 知的発達面への影響

安心できない環境で生活することにより、落ち着いて学習に向かうことができなかつたり、またネグレクトの状態で養育されることで、学校への登校もままならない場合がある。そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分に得られないことがある。

また、虐待する養育者は子どもの知的発達にとって必要なやりとりを行わなかつたり、逆に年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求をする場合があり、その結果として子どもの知的発達を阻害してしまうことがある。

③ 心理的影響

ア、対人関係の障害

子どもにとって最も安心を与えられる存在であるはずの保護者から虐待を受けることにより、子どもは欲求を適切に満たされることのない状態となる。そのために子どもは、愛着対象（保護者）との基本的な信頼関係を構築することができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となり、対人関係における問題を生じることがある。例えば、対人的に不安定な愛着関係となって両価的な矛盾した態度をとったり、無差別的に薄い愛着行動を示す場合がある。また、保護者以外の大人との間に、虐待的な人間関係を反復する傾向を示すこともある。

イ、低い自己評価

子どもは、自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じたりすることがあり、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感を持っていない状態となることがある。

ウ、行動コントロールの問題

保護者からの暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになることがある。そのために攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合がある。

エ、多動

虐待的な環境で養育されることは、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのために落ち着きのない行動をとるようになる。ADHDに似た症状を示すため、その鑑別が必要となる場合がある。

オ、心的外傷後ストレス障害

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期等に至って問題行動として出現する場合がある。

カ、偽成熟性

大人の顔色を見ながら生活することから、大人の欲求にしたがって先取りした行動をとるような場合がある。さらには精神的に不安定な保護者に代わって、大人としての役割分担を果さなければならないようなこともあり、ある面では大人びた行動をとることがある。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題を出してくることもある。

キ、精神的症状

反復性のトラウマにより、精神的に病的な症状を呈することがある。例えば、記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、さらには強い防衛機制としての解離が発言し、まれには解離性同一性障害に発展する場合もある。

以上のように、虐待は子どもの心身に深い影響を残し、その回復のためには長期間の治療やケアが必要となる。

2 虐待における保育施設の役割

児童虐待防止法第5条には、児童虐待の早期発見等として、「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。子どもに毎日長時間関わる保育施設の職員として、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、子ども「虐待の早期発見」に努めなければならない。

また、前段階として「虐待の発生予防」、そしてすでに「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

(1) 虐待の発生予防

- ① 保育を通じて保護者の育児負担を軽減する。
- ② 職員や保護者同士の交流を通じて育児不安を和らげる。
- ③ 保育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。
- ④ 地域活動を通して、地域子育て家庭の孤立を防ぐ等の支援を行う。

(2) 虐待の早期発見

- ① 子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さないようにする。
- ② 虐待予防チェックシートを活用する。
- ③ 虐待の可能性が疑われたら、速やかに園長・主任に伝える。
- ④ 虐待が発生している家庭への援助。
- ⑤ 園長や主任と役割分担し、チームで対応する。
- ⑥ 信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ① 子どもの味方であることを伝え、まず安心感をもたせる。
- ② 声かけを多くするなど触れあう機会を増やし、十分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし、子どもの親代わりになるのではなく、保育の専門家として、特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ③ 自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ④ 子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ① できるだけ接触の機会を多くするように心がける。
- ② 追求や非難をしない。追い詰めないことが鉄則。
- ③ 不安、怒り、つらさ、悲しみを受けとめ、気持ちにより添う。（受容・共感）
- ④ 子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

3 虐待発見のポイント

次のような様子が複数見られたら、虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列的に記録する。

◎子どもの様子

身体面	<ul style="list-style-type: none"> ・不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる。 ・治療していない傷がある。 ・身長や体重の発達が著しくよくない。 ・言葉や精神発達の遅れがある。 ・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等）。 ・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう。
表情	<ul style="list-style-type: none"> ・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない。 ・人の顔をうかがい、オドオドしたりビクビクした様子が見られる。 ・おびえた泣きかたをする。 ・保護者と離れると安心した表情になる。
行動	<ul style="list-style-type: none"> ・給食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる。 ・嘘をつくことが多い。 ・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい。 ・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる。 ・落ち着きがなく警戒心が強い。 ・遊びが長続きしない。 ・小動物をいじめる。 ・年齢不相応な性的言動がみられる。
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が迎えに来ても喜ばず、帰りたがらないことが多い。 ・保護者の前では従順になる。 ・保育者を試したり、独占したがる、異常に甘える。 ・保育者や子どもとうまくかかわれない。 ・保育者や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である。 ・保育者や子どもとの身体接触を異常に怖がる。
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服がいつも不潔である。 ・基本的な生活習慣が身につけていない。 ・予防接種や健康診断を受けていない。 ・理由なく長期間欠席している。

◎保護者の様子

<p>子どもとの 関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が拒否的である（誰かに預けたい、期待はずれな子、欲しくなかった子）。 ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている。 ・乱暴に扱ったり、放置している。 ・子どもに対して冷淡、または無関心である（泣いてもあやさない、抱かない、無視する）。 ・子どもに能力以上のことを要求する。 ・兄弟姉妹に対して差別的である。 ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない。 ・子どもの怪我・やけどに対する説明や、欠席の説明が不自然である。
<p>他者との 関わり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする。 ・保育者や他の保護者との関係がもてない。 ・保育者との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる。 ・説明の内容が曖昧でコロコロ変わる。 ・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的になる。
<p>生活の様子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流がなく孤立している。 ・不衛生な生活環境である。 ・夫婦間の暴力が認められる。 ・経済的に不安定である。 ・生活のリズムが乱れている。
<p>保護者自身 のこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が硬い。 ・ひどく疲れている。 ・精神状態が不安定である。 ・被害観が強い、偏った思い込み、衝動的、未成熟等。 ・連絡が取りづらい。 ・被虐待歴がある。

4 虐待が疑われたら

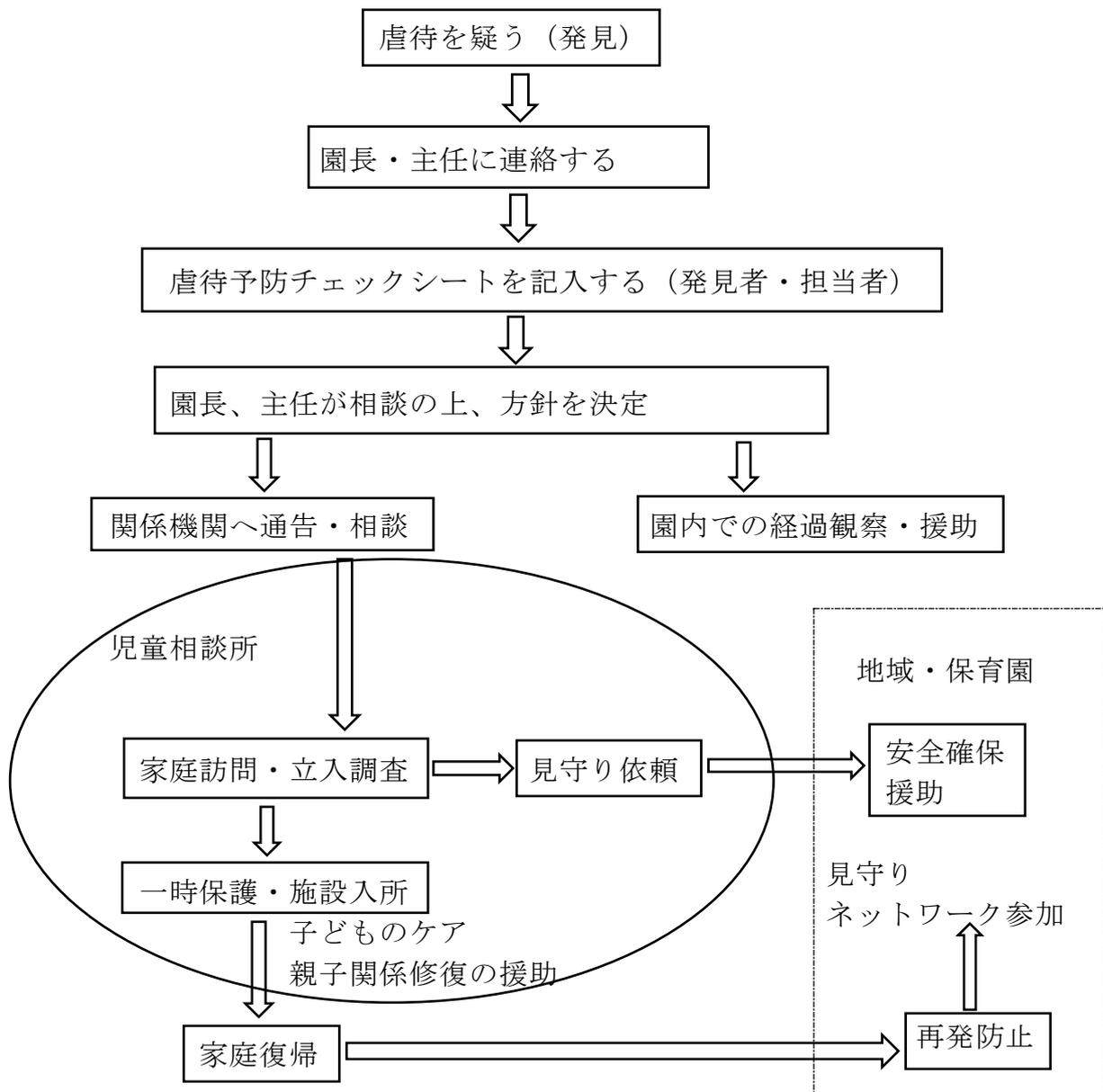
(1) 毎日子どもを保育する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」、「十分に世話をしてもらっていないのでは」等、虐待が疑われたら、速やかに園長又は主任に伝える。虐待予防チェックシートを記入する。

(3) 職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく。（園全体で情報を共有する）

(4) 職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分に配慮する。

<プライバシーについて>

- ※ 通告は守秘義務に優先する。
通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません。
(児童虐待防止法第6条第3項)
- ※ 虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能です。
(個人情報保護法第23条第1項第1号)
- ※ 現行法上では、「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。
日本弁護士連合会子どもの権利委員会



5 虐待予防チェックシートの記録

虐待を疑った時から、記録を残すことが重要となる。次ページの「虐待予防チェックシート」を活用し、いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにと、できるだけ正確に詳しく記録する。子どもがどんな言葉を使っている、どんな様子を見てそう感じたかを事実をもとに具体的に記録すること。

また、チェックがつく場合、虐待を疑うだけではなく、保護者が子育てに悩んでいるか、親子関係は良好か、今後虐待につながる可能性はないか、などについても注意深く観察し、記録することが必要である。

職員全体で「虐待が疑われるかどうか」の視点を統一し、虐待の見逃しを防ぐためにも、次のチェックシートを活用すること。

虐待予防チェックシート

記録日： _____ 年 月 日

記録者： _____

対象者

_____ 組 名前 _____ 生年月日 _____ 年 月 日

区分		チェック項目	状況
登園時の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 怪我（あざ、傷、こぶ、その他） <input type="checkbox"/> 表情（ぐずる、元気がない、暗い等） <input type="checkbox"/> 衛生面（身体の汚れ、異臭、同じ服、服の汚れ） <input type="checkbox"/> 保護者を怖がっている様子	
	保護者	<input type="checkbox"/> 子どもの外傷等の状況と説明が不一致 <input type="checkbox"/> 登園時の態度又は様子（疲れている、その他） 分離時（子どもと視線をあわせない） <input type="checkbox"/> 頻繁に遅刻する（事前連絡の有無等） <input type="checkbox"/> 忘れ物が多い	
遊びと生活の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 食事（がつがつ食べる、飲み込み、その他） <input type="checkbox"/> 表情（ボーッとしている、無表情等） <input type="checkbox"/> おむつ交換、衣服の着脱時に問題行動 <input type="checkbox"/> 友人関係（攻撃的、言葉づかい等） <input type="checkbox"/> 遊びの中での様子（人や物への独占欲、その他） <input type="checkbox"/> 体調不良 <input type="checkbox"/> 徘徊する <input type="checkbox"/> 午睡時（性器の露出等）	
降園の様子	子ども	<input type="checkbox"/> 保護者を見る表情、会話に違和感 <input type="checkbox"/> 保護者と再会した時の態度の変化	
	保護者	<input type="checkbox"/> 拒否的な態度がみられる <input type="checkbox"/> 保育者を避ける <input type="checkbox"/> 子供を叱る、罵る	
その他	その他の情報	<input type="checkbox"/> 家族の様子（母親・父親・祖父・祖母・夫婦間・その他）（不和・対立がある） <input type="checkbox"/> 経済状況（著しく不安定） <input type="checkbox"/> 就労状況（常勤・パート・その他） <input type="checkbox"/> 住まいの様子（不自然な転居等） <input type="checkbox"/> いつもと違う様子（身だしなみの乱れなど） <input type="checkbox"/>	

備考

対応

園長

主任

担当

6 関係機関との連携

虐待を生み出す家族は、複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので、園内で起こったこと、発見したこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ① まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ② 情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもの安全を確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、在宅での援助が可能と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。在宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。

※ その過程で子どもに危険が生じた時には、速やかに子どもを保護する。



保育施設で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点

- (1) キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。
- (2) 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。
- (3) キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。
- (4) 保育施設に期待されている役割を知る。また、保育施設の見守りの限界について具体的にメンバーに伝える。
- (5) キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる。
(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡

また、保育施設は、地域のネットワークの一員として要保護児童地域対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）に加わる場合もあるので、積極的に情報の提供と役割分担をすることが求められる。

要保護児童地域対策協議会とは

被虐待児をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとの考え方から児童福祉法第25条に位置づけられた、地域の関係機関の児童虐待防止のためのネットワーク。構成員に守秘義務が課せられるとともに、中核となる調整機関を指定するなどにより、情報の共有化や効果的な支援が図られる。

ネットワークを組む利点

① 多面的で柔軟な対応

複数の関係機関が関与することで、情報が集められやすく、対応策の組み合わせも広がる。家族を多様な側面から柔軟に支援できる。

② 迅速・的確な対応

情報を共有することで問題状況の認識を統一し、援助方針の共通理解を図ることができる。情報交換の中でお互いの機能・役割を理解し、迅速・的確な対応ができる。

③ 援助者の支え合い

メンバーによる活動、検討を通して援助者相互の支援の場となる。

7 関係機関連絡先一覧

機関名	所在地	電話番号
	1 1	0797- 77- 9111
	4 5 1	0797- 87- 1161
	4 4 1	0797- 83- 2421
	1 12- 16	072- 756- 6633
児童相談所全国共通ダイヤル		いちはやく 1 8 9

8 参考資料

「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月 改訂版）厚生労働省他